

平成23年度 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取組（案）

○ 種苗生産・中間育成・受精卵放流の取組（平成23年度実施予定）

種 苗 生 産		中 間 育 成		受 精 卵 放 流	
(東部) 独立行政法人 水産総合研究センター	屋島栽培漁業センター	兵庫県	・洲本市五色町鳥飼地先 ・姫路市家島町坊勢地先	府県名	放流場所
		岡山県	・備前市日生町地先	(東部)	
		香川県	・さぬき市小田地先 ・高松市女木島地先 ・東かがわ市引田地先	大阪府	未 定
				兵庫県	未 定
				岡山県	未 定
				徳島県	未 定
				香川県	未 定
大阪府	大阪府水産技術センター	大阪府	・阪南市地先	(西部)	
(西部) 独立行政法人 水産総合研究センター	瀬戸内海区水産研究所 栽培資源部 栽培技術研究室	広島県	・呉市音戸町地先	広島県	未 定
		愛媛県	・今治市大浜地先 ・伊予市上灘地先	愛媛県	未 定
		大分県	・大分市地先		

○ 広域漁場整備・漁場環境保全の取組（平成23年度実施予定）

漁場・増殖場の造成、藻場・干潟の造成、堆積物の除去に係る整備を引き続き実施する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成 年 月 日 瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 前田 健二

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫埼を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
播磨灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫埼を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪埼を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串埼を結んだ線</p>

備讃瀬戸	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市牛窓町との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串崎を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>
燧灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
安芸灘	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p> <p>一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭崎灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域と基点アを結んだ線</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>
伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

- 2 網目の制限
 さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。
- 3 区域の操業制限
 次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわら流網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

附 則

この委員会指示は、平成二十三年四月一日から施行する。